

夏季休業中の生活について

長期にわたる夏季休業日にあたり、お子様は家庭での生活が中心になりますが、保護者の皆様におかれましては、お子様が充実した生活を送り、心身ともに立派に成長できますよう、格段のご配慮をお願い申し上げます。

夏休みは自主的な生活態度の定着や体力の増進など、教育上重要な意義を持っていますが、その反面、規則正しい学校生活から解放されて、ともすれば生活が不規則になったり、健康を損ねたりするなど、心配の多い時期でもあります。

夏休みを有意義に過ごせるよう、保護者の皆様方におかれましては、下記の点について、十分ご留意のうえ、ご指導下さいますようお願い申し上げます。

1. 規則正しい生活の確立

- (1) 夏休みの計画表に基づいて、無駄のない日々を過ごさせてください。とにかく、休みのために生活が乱れがちになります。家族でよく話し合いをして、無理のない規則正しい生活をさせるようにしてください。
- (2) 旅行等は、見聞を広める、身体を鍛えるなど多くの意義があります。お子様に適切な助言等をしていただき、効果的な経験ができるようにしてください。
- (3) 小・中学生にとって、友人との関係は、人格形成に非常に大きな影響があります。互いに助けあい、高めあっていく望ましい交友関係となりますよう、よく見守ってください。
- (4) 家族の一員として、役割分担を決め、実行させ、家庭生活のよき協力者になる習慣をつけさせてください。そして、楽しく有意義な生活ができるように心がけさせてください。

2. 学力の定着

- (1) 児童・生徒にとって、夏休みの最大の目標は、学力を定着させ、個性を伸ばすことでなければなりません。成績不振教科の克服と、得意教科の伸長に努力させてください。
- (2) 無理のない、しっかりとした学習計画のもと、毎日できる限り学習させてください。
- (3) 夏休みの勉強は、日頃学校ではできない勉強をする機会でもあります。教科書を離れて、日常生活の中でしかできない勉強ができる時です。自分の選んだ研究課題や興味を、大いに伸ばせるように工夫させてください。

3. 健康・安全の習慣の確立

- (1) ホームドクター制である米国にある本校では学校集団検診を行っておりません。夏休みを利用して、必ず内科・歯科検診を受けておいてください。
- (2) 入学・編入の際にお受けいただきました予防接種ですが、学齢に伴い追加接種をしていただく必要があります。特に法律改正により、7年生以上になる者にはB型肝炎と百日咳の予防接種等の義務が追加されております。3ページ目の表を参考に、今一度お子さまの接種状況をご確認いただき、追加接種を受けられた場合は、添付の調査用紙を事務室に提出していただきますようお願いいたします。また、ご不明な点がございましたら医師に相談されることをお勧めいたします。

- (3) ボーリング場、ゲームセンター、カラオケボックス、その他遊技場などは、治安上問題も少なくありませんので、子どもだけで入場させず、トラブルにまきこまれぬようご注意ください。

4. 届け出事項

- (1) アメリカ国外へ旅行をされる際には事前に「旅行届」を提出してください。不測の事態があったときに対応するためです。学校から配布された用紙に必要事項をご記入の上、学級担任まで提出してください。
- (2) 万一、本人または家族の方に事故が発生した場合は、学校にご連絡ください。

5. その他

- (1) 学校への連絡先

事務局	電話	310-325-7040
	E-mail	mail@nacus.org

- ※ 事務局の休業日は7月28日～8月19日です。
- ※ 不在の場合でも、E-mailと留守番電話は、随時チェックをしています。

- (2) 緊急の場合は、以下までご連絡ください。
- 学園長 310-748-1923

○必要とされる予防接種回数（年齢別）

予防接種の種類	4～6歳 (幼稚園入園)	7～17歳 (小学校入学・編入)	7年生 (中学校入学・編入)
ポリオ（小児マヒ）[Polio]	4回 *A	4回 *B	
三種混合 DTaP/DTP/DT/Td ジフテリア [Diphtheria] 破傷風 [Tetanus] 百日咳 [Pertussis]	5回 *C	4回 *D	新たに1回追加 *E
MMR（下記の混合） はしか（麻疹）[Measles] おたふくかぜ [Mumps] 風疹 [Rubella]	2回 *F	1回 *F	2回 *F
B型肝炎 [Hepatitis B]	3回		3回 *G
水疱瘡 [Chickenpox]	1回	1回 *H	

A：4歳の誕生日以降に少なくとも1回受けていれば、本来は4回の所を3回で必要な回数を満たす。

B：2歳の誕生日以降に少なくとも1回受けていれば、本来は4回の所を3回で必要な回数を満たす。

C：4歳の誕生日以降に少なくとも1回受けていれば、本来は5回の所を4回で必要な回数を満たす。

D：2歳の誕生日以降に少なくとも1回受けていれば、本来は4回の所を3回で必要な回数を満たす。

E：7歳の誕生日、又はそれ以降に百日咳ワクチンを1度は接種する必要があります。尚、百日咳単体のワクチンはなく、Tdap ワクチン（青年用の三種混合ワクチン：破傷風・ジフテリア・百日咳）やそれに代わるワクチンを接種することになります。

F：必要な回数を1歳の誕生日以降に受けていればよい。

G：7年生入学編入の際に必要なB型肝炎の予防接種は、11歳から15歳の間にすでに受けている場合のみ免除されます。

H：カリフォルニア州外から来た13歳未満の子どもに対し1回。もし、13歳までに水疱瘡の予防接種を受けたことがなく、水疱瘡にかかったこともなければ、2回接種が必要

※B型肝炎は1回目の後1ヵ月後に2回目を受ける。1回目と3回目の間隔は6ヶ月です。

※水疱瘡の予防接種は、水疱瘡にかかったことがある場合は受ける必要はありません。

予防接種調査

学年 _____ 園児・児童・生徒氏名 _____

生年月日 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日 現在の年齢 _____ 歳 _____ ヶ月

○上記のカリフォルニア州の定める予防接種規定を満たしています。

(日本の母子手帳やカリフォルニア州の接種記録を見て、保護者の方が確認してください。

まだ十分に接種していない方は、接種でき次第、この用紙をご提出ください。)

保護者氏名 _____

保護者サイン _____ 日付 _____ / _____ / _____

追加接種し、情報更新の必要がある場合のみご提出ください。

また、追加接種が分かる記録 (Yellow card) のコピーを一緒にご提出ください。